

平成23年2月1日
第2253号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（63・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（64・福祉政策課）…………… 1
- 皆伐面積の限度（65・森林整備課）…………… 2
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（66・都市計画課）…………… 4
- 事業予定地内の土地の買取りの申出及び有償譲渡の届出の相手方（67・都市計画課）…………… 4
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（68・都市計画課）…………… 5
- 道路区域の変更（69～71・北秋田地域振興局建設部）…………… 5
- 道路区域の変更及び供用開始（72・北秋田地域振興局建設部）…………… 6
- 道路区域の変更（73、74・雄勝地域振興局建設部）…………… 6

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 8

告 示

秋田県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
なごみ訪問リハビリテーション	医療法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成23年1月1日
ショートステイ楓	株式会社コタニ	男鹿市北浦西黒沢字東山47-1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年1月1日
ショートステイ花みずき	株式会社博コーポレーション	湯沢市清水町四丁目260-5	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年1月15日

秋田県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		

株式会社しら かみ長寿の里 ショートス テイしらかみ	株式会社しら かみ長寿の里	能代市落合字 古悪土1-217	株式会社しら かみ長寿の里 ショートス テイそよ風	株式会社しら かみ長寿の里 ショートス テイしらかみ	短期入所生 活介護	平成22年9月1日
横手市社会福 祉協議会東 部指定訪問 介護事業所	社会福祉法 人福 横手市社会 福祉協議会	横手市卸町5 番10号	横手市四日町 3番23号	横手市卸町5 番10号	訪問入浴介 護	平成23年1月4日
横手市社会福 祉協議会東 部指定訪問 介護事業所					訪問介護	
横手市社会福 祉協議会横 手一 福祉センタ ー指定居宅 介護支援事業所					居宅介護支 援事業	

秋田県告示第65号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）を次のとおり公表する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）		所 在 市 町 村
	水源かん養保安林 （ヘクタール）	土砂流出防備保安林 （ヘクタール）	
米 代 川 上 流	1,601.27	74.36	鹿角市、小坂町
米 代 川 中 流	1,782.35	201.87	大館市、北秋田市
阿 仁 川	1,703.54	111.26	北秋田市、上小阿仁村
米 代 川 下 流	758.32	94.36	能代市、藤里町
水 沢 川	337.96	84.00	八峰町
三 種 川	54.60	36.14	三種町
馬 場 目 川	246.21	7.60	潟上市、五城目町、井川町
男 鹿 地 区	4.84	7.10	男鹿市
太 平 川	221.28	5.70	秋田市
雄 物 川 下 流	596.93	73.34	秋田市、大仙市
玉 川	1,222.13	101.23	仙北市
川 口 川	258.84	33.14	大仙市、美郷町
平 鹿 地 区	464.36	61.98	横手市
皆 瀬 川	510.76	167.62	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄 物 川 上 流	736.19	117.53	湯沢市、羽後町
子 吉 川 下 流	227.39	47.79	由利本荘市
子 吉 川 上 流	605.66	98.34	由利本荘市、羽後町

白 雪 川	188.98	8.68	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)		所 在 市 町 村
八 峰 飛砂防備保安林	9.22	八峰町	
能 代 〃	17.62	能代市	
三 種 〃	0.40	三種町	
男 鹿 〃	1.90	男鹿市	
潟上・秋田北 〃	1.04	秋田市、潟上市	
秋 田 南 〃	23.38	秋田市	
由 利 本 荘 〃	6.88	由利本荘市	
に か ほ 〃	0.10	にかほ市	
八 峰 防風保安林	0.96	八峰町	
三 種 〃	0.24	三種町	
男 鹿 〃	12.46	男鹿市	
秋 田 南 〃	0.62	秋田市	
米代川上流 干害防備保安林	0.64	鹿角市	
米代川中流 〃	23.42	大館市、北秋田市	
阿 仁 川 〃	1.82	北秋田市	
米代川下流 〃	3.00	藤里町	
三 種 川 〃	34.12	三種町	
馬 場 目 川 〃	42.02	潟上市、井川町	
男 鹿 地 区 〃	1.20	男鹿市	
太 平 川 〃	1.00	秋田市	
雄物川下流 〃	7.90	秋田市、大仙市	
玉 川 〃	4.74	仙北市	
川 口 川 〃	3.26	大仙市、美郷町	
平 鹿 地 区 〃	2.56	横手市	
皆 瀬 川 〃	7.00	湯沢市、東成瀬村	
雄物川上流 〃	3.58	湯沢市	
子吉川下流 〃	15.18	由利本荘市	
子吉川上流 〃	2.34	由利本荘市	

白 雪 川 干害防備保安林	2.94	にかほ市
秋 田 保 健 保 安 林	7.64	秋田市
河 辺 〃	0.62	秋田市
角 館 〃	0.64	仙北市
田 沢 湖 〃	2.58	仙北市
皆 瀬 〃	0.28	湯沢市
本 荘 〃	0.20	由利本荘市
五 城 目 〃	2.38	五城目町

秋田県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の案の名称
湯沢都市計画道路（3・4・2号駅前通御屋敷線及び3・3・11号駅西線）の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 湯沢市表町二丁目、佐竹町、西新町、幸町一丁目、中野、岡田町及び中川原の各一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
 - (2) 湯沢市千石町二丁目1番10号 雄勝地域振興局建設部用地課
 - (3) 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市建設部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成23年2月1日（火）から同月15日（火）まで

秋田県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第2項の規定による大仙市長からの申出に基づき、事業予定地内の土地の買取りの申出及び有償譲渡の届出の相手先を次のとおり定めることとしたので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申出又は届出の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 大仙市長 栗林次美
 - (2) 住所 大仙市大曲花園町1番1号
- 2 申出又は届出をすべき土地の区域
 - (1) 大仙市大曲通町539番、540番、541番、542番、543番、544番、551番、552番1、552番2、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、622番、623番、624番、625番、626番、627番、628番、629番、630番、631番、632番、633番、708番、736番及び737番の各全部並びに707番、724番、725番及び735番の各一部
 - (2) 大仙市大曲福住町112番8、112番9、112番10、112番11、113番10、113番11、113番12、113番13、135番、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番及び166番の各全部並びに164番、167番、168番及び169番の各一部
- 3 申出又は届出をすべき土地の区域に係る市街地再開発事業の種類及び名称
 - (1) 大曲都市計画市街地再開発事業
 - (2) 大曲通町地区第一種市街地再開発事業

秋田県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
男鹿都市計画下水道（男鹿市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	十二所花輪大湯線	大館市十二所字折橋126番地先から字堂ヶ沢97番1地先まで	5.60~41.00	1.587
	新	十二所花輪大湯線	A 大館市十二所字折橋126番地先から字堂ヶ沢97番1地先まで	5.60~41.00	1.587
			B 大館市十二所字折橋233番1地先から字堂ヶ沢97番1地先まで	7.00~48.40	0.314

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	揚の下岩脇線	北秋田市七日市字蟹沢岱4番2地先から字品類中島8番2地先まで	6.90~11.50	0.335
	新	揚の下岩脇線	〃	8.90~22.60	0.335

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	屋布沖田 面線	北秋田郡上小阿仁村五反沢字八森沢10番4地内	5.00～5.10	0.053
	新	屋布沖田 面線	〃	5.60～27.20	0.053

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成23年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	桂瀬笹館 線	北秋田市桂瀬字間内沢1番52地先	13.80～15.20	0.013
	新	桂瀬笹館 線	〃	24.80～28.70	0.013

2 供用開始の期日 平成23年2月1日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成23年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
一般 国道	旧	398号	湯沢市表町四丁目483番地先から字元清水四丁目78番地先まで	14.80～25.90	0.450	
	新	398号	A	湯沢市表町四丁目483番地先から519番地先まで	5.00～5.20	0.148
			B	湯沢市古館町249番4地先から278番1まで	5.10～6.10	0.148
			C	湯沢市字元清水三丁目81番地先から字元清水四丁目78番地先まで	6.00～7.80	0.283
			D	湯沢市字鶴館4番2地先から24番3まで	5.10～5.20	0.283
			E	湯沢市表町四丁目483番地先から字元清水四丁目78番地先まで	14.80～24.50	0.450
		A	湯沢市表町四丁目483番地先から519番地先まで	5.00～5.20	0.148	

一般 国道	旧	398号	B	湯沢市古館町249番4地先から278番1まで	5.10~6.10	0.148
			C	湯沢市字元清水三丁目81番地先から字元清水四丁目78番地先まで	6.00~7.80	0.283
			D	湯沢市字鶴館4番2地先から24番3まで	5.10~5.20	0.283
			E	湯沢市表町四丁目483番地先から字元清水四丁目78番地先まで	14.80~24.50	0.450
	新	398号		湯沢市表町四丁目483番地先から字元清水四丁目78番地先まで	14.80~24.50	0.450

この表において「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」とは、関係図面に表示する敷地の区分とする。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月1日から同月14日まで

秋田県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	雄勝湯沢線	湯沢市字小豆田143番6から材木町二丁目158番8まで	14.80~30.30	0.438	
	新	雄勝湯沢線	A	湯沢市字小豆田133番2から9番12まで	6.00~6.10	0.198
			B	湯沢市字小豆田142番4から字万石156番2まで	6.00~6.10	0.198
			C	湯沢市材木町二丁目109番10から158番18まで	5.80~6.10	0.164
			D	湯沢市千石町一丁目49番15から67番20まで	6.00~6.10	0.166
			E	湯沢市字小豆田143番6から材木町二丁目158番26まで	14.80~30.30	0.438
県 道	旧	雄勝湯沢線	A	湯沢市字小豆田133番2から9番12まで	6.00~6.10	0.198
			B	湯沢市字小豆田142番4から字万石156番2まで	6.00~6.10	0.198
			C	湯沢市材木町二丁目109番10から158番18まで	5.80~6.10	0.164
			D	湯沢市千石町一丁目49番15から67番20まで	6.00~6.10	0.166

		E	湯沢市字小豆田143番6から材木町二丁目158番26まで	14.80～30.30	0.438
新	雄勝湯沢線		湯沢市字小豆田143番6から材木町二丁目158番26まで	14.80～30.30	0.438

この表において「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」とは、関係図面に表示する敷地の区分とする。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月1日から同月14日まで

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	大館市花岡町字大森野33番26	宅地	232.84	980,000
		居宅	50.38	0

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	北秋田地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話0186-62-1251) 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	平成23年2月1日(火)から同月22日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	北秋田地域振興局庁舎第2会議室	平成23年2月23日(水) 午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務

取扱要領により公表する。

9 その他

詳細についての問い合わせ先 秋田県出納局財産活用課（電話018-860-2736）

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号